

第6章 まちづくりの実現に向けて

1. 基本的な考え方

1-1. 協働によるまちづくり

本計画に基づくまちづくりの実現は、市民がまちづくりの主体であるという認識に立ち、市民、事業者等と行政がまちの将来像を共有し、それぞれの役割を認識した上で、適正な役割分担と相互の連携、協働等の対等な協力関係によるまちづくりへの取り組みを促進します。

1-2. まちづくり実現の役割分担

まちづくりの実現のためには、市民、事業者等と行政が適正な役割分担を明らかにして、まちづくりに取り組む必要があります。市民、事業者等と行政のそれぞれの役割のうち、主なものを以下に示します。

(1) 市民の役割

- まちづくりの主役である市民の役割は、まちづくりに対する意識を高めることや、身近な日常生活を通してまちを良くする方法を見つけること、まちづくり活動に参画すること、それらを通して気づいたまちづくりに対する意見を行政に提案するなど、自らできることを積極的に実施していくことです。

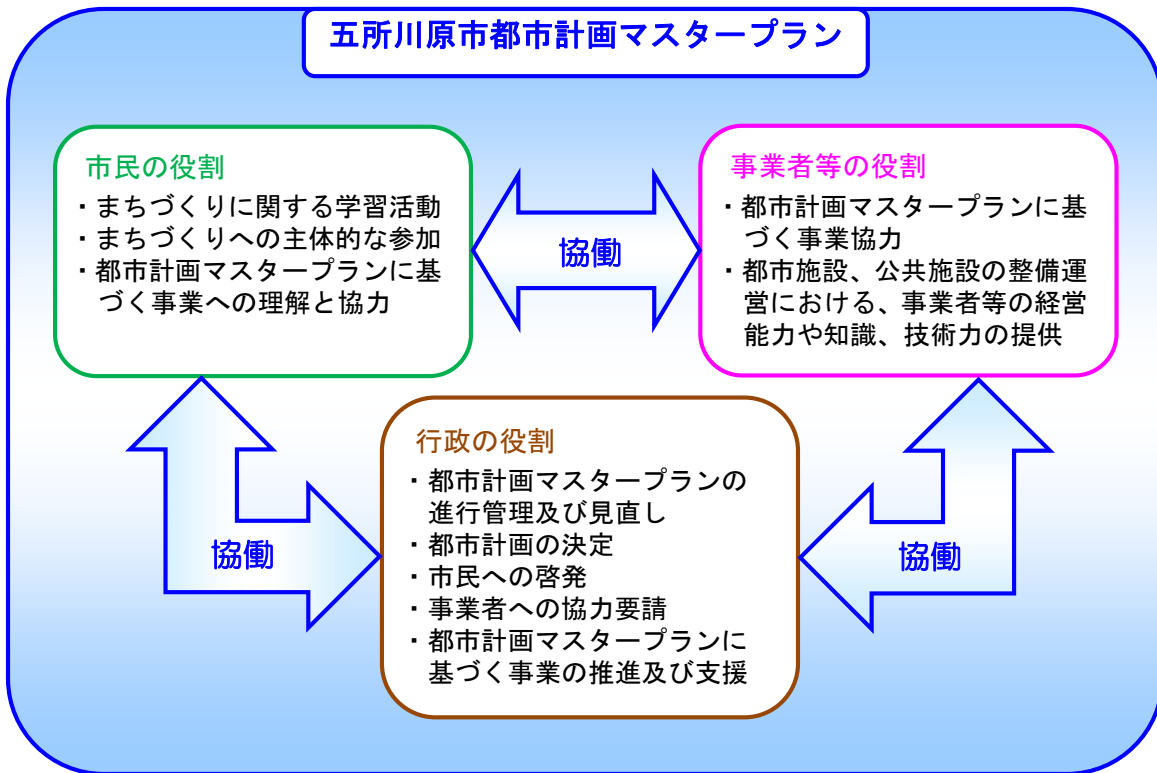
(2) 事業者等の役割

- 事業者等の役割は、まちづくりを進めていく一員として、その事業活動等を通してまちづくりに関わり、まちづくり活動への協力や、自身が持つ経営能力や知識、技術力の提供など、直接的あるいは間接的にまちづくりに参画し、本計画に基づいたまちづくりの実現に向けて協力することです。

(3) 行政の役割

- 行政の役割は、本計画に基づいた都市計画の決定や見直し、市民等のまちづくりに関する意識の啓発、自主的なまちづくり活動に対する支援等によって、市民中心のまちづくりを積極的に推進することです。
- また、本計画は20年後の将来像を実現する計画であることから、計画的な行政運営のなかで、関係部局が本計画を共有し、個別施策の進捗状況などを把握しながら、効率的なまちづくりの推進のため、本計画の進行管理を行うことです。

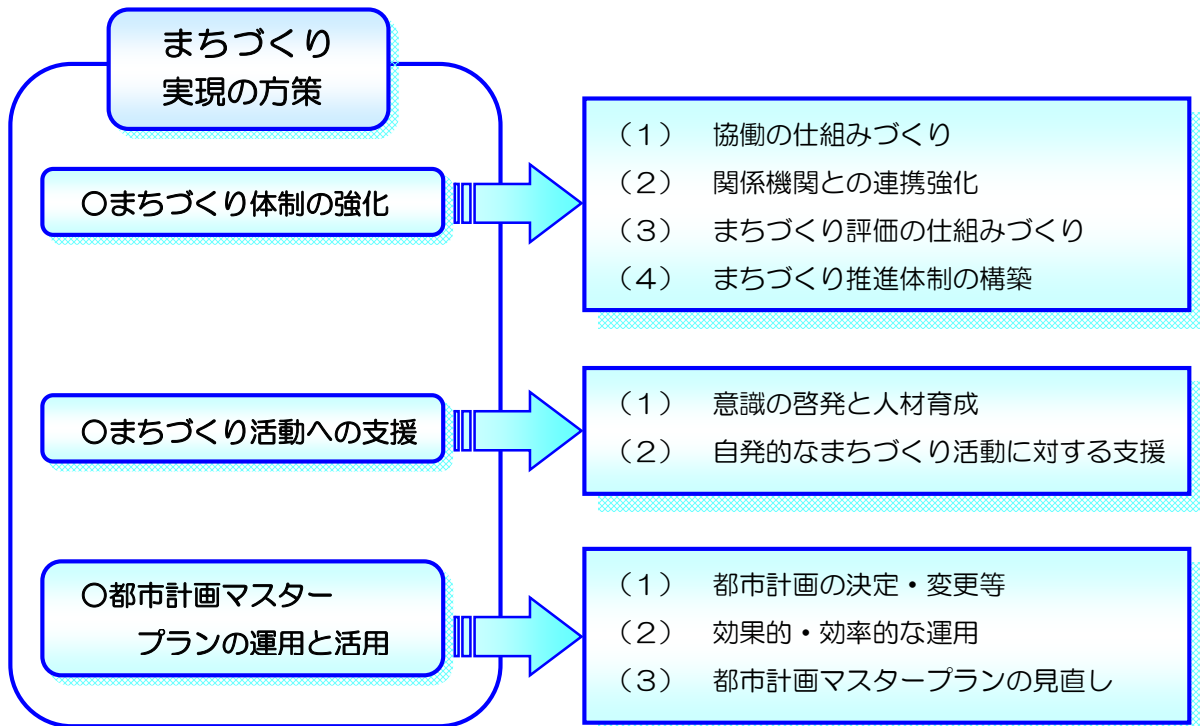
まちづくり実現の役割分担



1-3. まちづくり実現の体系

本計画に基づいたまちづくりを実現するため、以下に示すまちづくり実現の体系により実現化を図ります。

まちづくり実現の体系



2. まちづくり実現の方策

2-1. まちづくり体制の強化

まちづくり体制の強化を図るためには、計画を決定する行政内部の関係部局間の連携体制や、市民、事業者等との協働の仕組みを強化する必要があります。また、国・県などの上位計画との調整、社会経済情勢の変化に対応した計画の見直しなど柔軟な体制づくりを行います。

(1) 協働の仕組みづくり

- ・協働のまちづくりを円滑に推進するためには、市民、事業者等と行政が都市計画の必要性や重要性を適切に認識し、協働でまちづくりに取り組んでいく必要があります。そこで、まちづくりへの市民参加や事業者等の協力を促し、市民、事業者等と行政が連携、協力できる仕組みづくりを進めることで、協働のまちづくりの実現を図ります。
- ・身近な道路、河川、公園などの都市施設の計画、整備、運営等にあたっては、ワークショップの開催やパブリックコメントの実施などにより市民、事業者等と行政がまちづくりについて話し合い、共にまちを育てていく仕組みづくりを進めます。

(2) 関係機関との連携強化

- ・本計画を実現するためには、各種関係機関との連携が必要不可欠です。国、県が事業主体となる都市施設の整備等に関しては、各事業主体との連携強化を図り、積極的に整備促進を働きかけていきます。
- ・周辺市町村、公共交通事業者、警察、消防などの関係機関との連携や調整を図り、利便性が高く安全安心なまちづくりを進めます。

(3) まちづくり評価の仕組みづくり

- ・本計画は、中長期的な視点に立った計画であり、その実現には時間を要することから、その過程を適切に進行管理する必要があります。本計画に基づく具体的な計画決定や事業の施行については、Plan（計画）Do（実施・実行）Check（点検・評価）Action（処置・改善）サイクルの導入などにより、評価できる体制づくりを進めます。

(4) まちづくり推進体制の構築

- ・本計画に基づいたまちづくりを推進するためには、個々の計画について環境、産業、福祉、教育なども含めた総合的な判断が必要となります。したがって、都市計画制度の枠組みだけにとどまらず、行政内部の関係部局の連携による推進体制を構築し、総合的かつ効率的なまちづくりを進めます。

2-2. まちづくり活動への支援

協働によるまちづくりを進めていくためには、みんなでまちの将来像やまちづくりの課題を共有し、まちづくりに対する意識の醸成を図る必要があります。そのため、市民や事業者等が必要とする情報を積極的に提供していくとともに、まちづくりの普及啓発を推進し、自主的なまちづくり活動に対して支援を行います。

(1) 意識の啓発と人材育成

- 本計画の考え方を市民・事業者等と共有するため、本計画の市ホームページや広報への掲載及び市役所や図書館等への設置などを通じて、幅広く情報の見える化を進めます。
- 都市づくりの状況を的確に把握するため、定期的（5年ごと）に「都市計画基礎調査」を実施します。また、市民・事業者等と情報を共有するため、その成果を公表するとともに、まちづくりに係る情報についても、市ホームページや広報を通じて広く市民にお知らせします。
- まちづくりに関するセミナーやワークショップなどへの積極的な市民・事業者等の参画を図り、まちづくりに関わる人材の育成を支援します。

(2) 自発的なまちづくり活動に対する支援

- 市民や民間団体などによる、地域の自発的なまちづくりの発想や活動は、地域の活性化や持続可能なまちづくりを進める上で重要な役割を持っています。このような活動を広げるために、必要な情報の提供、活動拠点の確保などの支援策について検討します。
- 美しい街並みの形成や土地の有効活用など、自らが住む地区の居住環境をさらに高めていくため、地区の特性に合わせたまちづくり推進のルールである「地区計画」の活用を支援します。
- 都市計画の決定又は変更を市民自らが提案できる「都市計画提案制度」については、広く市民への情報提供を行うとともに、制度に係る様々な相談など、まちづくり活動の一環として制度活用を支援していきます。

◇ 都市計画の提案

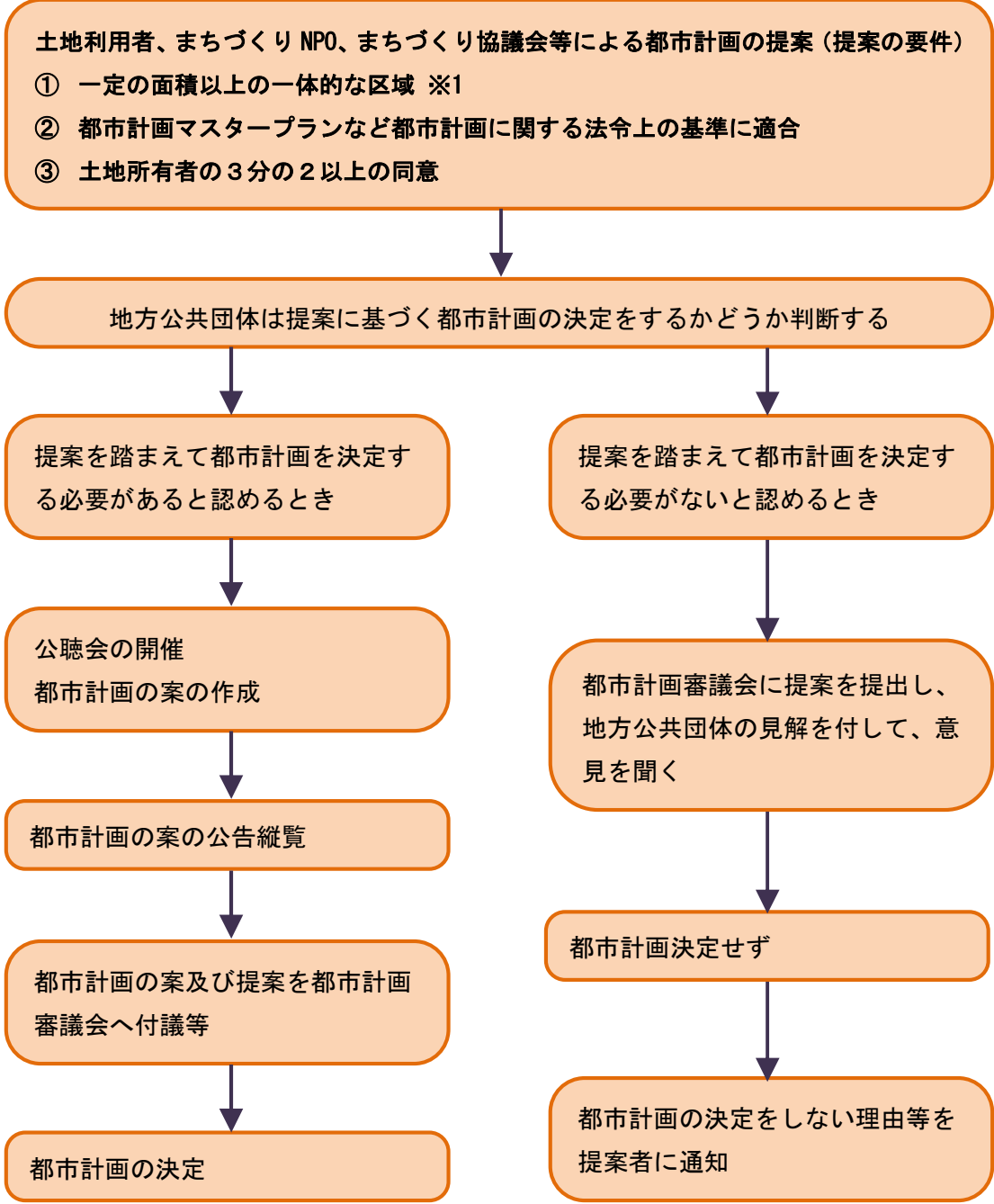
地域住民によるまちづくりの取り組みや都市再生に資する民間都市開発事業者の創意工夫を都市計画に積極的に反映させていくため、民間等が都市計画の提案をすることができます。

提案できるのは、当該土地の所有者や特定非営利活動法人（NPO）、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体、地方公共団体の条例で定める団体等であり、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備・開発及び保全すべき土地としてふさわしい区域について、県または市町村に対し、提案の素案を添えて都市計画の決定又は変更を提案するものです。

提案を受けた地方公共団体は、提案を基に都市計画の決定を行うべきかどうか判断し、必要と認められる場合は、都市計画の決定手続きを行います。

※ 資料：青森県の都市計画

まちづくりに関する都市計画の提案制度のフロー



※1 一定の面積とは、0.5ヘクタール。ただし、当該都市計画区域において整備、開発又は保全に関する事業等の現況及び将来の見通し等を勘案し、特に必要があると認められるときは、県又は市町村が、0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満の範囲で、条例で定めることができる。（県内では条例を定めていません）

※ 資料：青森県の都市計画

2-3. 都市計画マスタープランの運用と活用

都市計画の決定や変更は、本計画に即して行われることとなりますが、都市計画は、その決定や変更が土地や建物に係る私権の制限に直接つながるものであることから、都市計画案の作成にあたっては、地元説明会やまちづくりワークショップの開催など都市計画案に住民意向を反映するための取り組みの充実を図るとともに、手続きの透明性の確保に十分配慮しながら進めます。

(1) 都市計画の決定・変更等

- 本計画に基づく都市的土地利用及び自然的土地利用の適正な規制、誘導を図るため、都市計画法、建築基準法、景観法などに基づいた用途地域、地区計画、準都市計画区域、建築協定などの変更及び新たな決定について検討します。
- 市民、事業者等と行政が、まちづくりへの取り組みに対して共通の認識を持ち、より質の高いまちづくりに協働で取り組むため、市民、事業者等と行政がまちづくりを進めるにあたっての共通のルールとして、まちづくりに関する条例の制定等について検討します。
- コミュニティ単位で、そこに生活する市民や事業者等が、自らの生活の場を守り、より良いものにするため、そのコミュニティの特性にあった独自のまちづくりのルールとなるまちづくり協定などについて積極的に支援します。

(2) 効果的・効率的な運用

- 本計画に示された、まちづくりの基本的な方針を着実に実行するため、それぞれの事業について緊急性、必要性、事業効果など多方面からの検討を行い、計画的に進める必要があること、また、まちづくりには多大な時間と費用がかかることから、各事業の関連性を検討し連携させることで効果的なまちづくりを進めます。
- 国や県の計画との連携を図るとともに、各種補助制度を活用するなど、効率的な整備や幅広い財源確保を検討しながら、継続的なまちづくりを進めます。

(3) 都市計画マスタープランの見直し

- 国勢調査をはじめ各種統計データを踏まえた「都市計画基礎調査」を定期的（5年ごと）に実施し、都市づくりの過程を適切に進行管理します。
- 本計画は、五所川原市の現状に基づいて将来像を示したものですが、策定後の都市計画基礎調査の結果や様々な社会経済情勢の変化を踏まえて、本計画の妥当性を判断し、上位計画との整合を図りながら、必要に応じて本計画の見直しを行います。

P D C A サイクルフロー

